

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：一般社団法人日本テックボール協会]

[記載日：令和6年2月21日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
<b>原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 一般社団法人日本テックボール協会は一般社団法人に関する法律を順守している。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	-
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公共施設を大会やイベントを行う際には、当該施設の使用に係る規則や、当該施設を所轄する地方公共団体が定める安全管理に関する条例等を遵守する。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 役員が団体の構成員に対して、定期的に決算や事業報告を行っている。 公式 SNS 及び公式 FACEBOOK ページより会報等を発信し、定期的に団体の運営状況を団体の構成員に報告している。	
<b>原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</b>	

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 現時点では策定できていないが、令和7年度までには策定し公表する。なお、策定にあたっては団体の構成員を広く参画させる。 既に公表されている FITEQ (国際テックボール連盟) の策定基準を順守している。	
<b>原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</b>	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 年に1回、役員、スタッフを対象に、暴力行為やセクハラ、パワハラ行為等防止のためのコンプライアンス研修を行っている。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 年に1回、指導者を対象に、暴力行為やセクハラ、パワハラ行為等防止のためのコンプライアンス研修を行っている。	
<b>原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</b>	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 団体の会計処理が適切に行われるよう、団体の規則に必要な事項を定めている。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 行政から補助金を受け取る際は、行政が定める当該補助金に関する実施要項等を遵守している。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A

<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 団体の規約に基づき、会計時には監事による監査を行っている。</p>		
<p><b>原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</b></p>		
<p>(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。</p>		B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 公式 SNS 及び公式 FACEBOOK ページより会報等を発信しているが、団体の会計処理に関する情報はまだ掲載できていない。 令和 7 年度までに取り組む。</p>		
<p>(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。</p>		A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 公式 SNS 及び公式 FACEBOOK ページより会報等を発信し、定期的に団体の運営状況を地域住民に報告している。</p>		
<p><b>原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード&lt;NF 向け&gt;の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</b></p>		
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード&lt;NF 向け&gt;の規定があるか (ある場合は下欄に記述)</p>		
NF 向けコード 原則 1	<p>組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。</p>	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 2032年の五輪競技採用を目指して全世界中で機運が高まっており、日本国内においてもテックボール関係者をはじめ、様々なステークホルダーに向けたカンファレンスを実施しテックボールをどのように成長・発展させていくのか、どのような取り組みを行っていくのかについて令和 7 年度までに公表する予定。</p>		
NF 向けコード 原則 2	<p>適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 女性理事割合 (理事 8 人中 2 名)、各役員年齢 (30 歳代 3 名/40 歳代 2 名/50 歳代 2 名) 等を踏まえ、実態として多様性が確保された役員体制が整備されている。</p>		
NF 向けコード 原則 3	<p>組織運営等に必要の規程を整備すべきである。</p>	B

<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>組織運営については諸規定・運用体制は整備されているが、競技系(代表選考)の諸規定については、NF 向けスポーツガバナンスコードを踏まえて令和7年度までに公表する予定である。</p>		
NF 向けコード 原則 4	コンプライアンス委員会を設置すべきである。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>理事監事に弁護士との連携により理事会内におけるコンプライアンス体制は実質整備できているが「コンプライアンス委員会」の設置は未設置のため令和7年度までに整備する方向である。</p>		
NF 向けコード 原則 5	コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>各指導者には、FITEQ(国際テックボール連盟)の策定したコンプライアンス研修を受講してもらう。また、競技者、審判員に関わらず FITEQ 基準の教育・研修プログラムを案内している。</p>		
NF 向けコード 原則 6	法務, 会計等の体制を構築すべきである。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>理事監事に弁護士との連携により法務・会計等の組織体制は実質整備できている。</p>		
NF 向けコード 原則 7	適切な情報開示を行うべきである。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>一般社団法人として法令で求められる備置資料について、主たる事務所に保管しつつでも閲覧できる体制を整えている。</p>		
NF 向けコード 原則 8	利益相反を適切に管理すべきである。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>役職員・選手・指導者等の関連当事者と協会組織との間に生じ得る利益相反について、案件毎に適切に理事会にて確認・管理している。</p>		

NF 向けコード 原則 9	通報制度を構築すべきである。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>協会公式ホームページから問合せ窓口から対応可能となっているが、通報専用窓口は存在しないため、令和7年度までに整備する予定。</p>		
NF 向けコード 原則 10	懲罰制度を構築すべきである。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>原則として、競技者は全員が FITEQ (国際テックボール連盟) の定める選手規約に加盟しており、加盟規約の中に懲罰に関する内容も加味されているため、日本テックボール協会として各事案を理事会によって適切に報告され、規約の運用がされる体制となっている。</p>		
NF 向けコード 原則 11	選手, 指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>原則として、競技者及び指導者全員が FITEQ (国際テックボール連盟) の定める選手・指導者規約に加盟しており、加盟規約の中に紛争に関する内容も加味されているため、日本テックボール協会として各事案を理事会によって適切に報告され、規約の運用がされる体制となっている。</p>		
NF 向けコード 原則 12	危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>危機管理対応については必要に応じて、理事会内のタスクフォースの設置にて対応している。ただし、第三者委員会の設置についての正式なフローがなく、また設置事例がないため今後に向けてコンプライアンス委員会と併せて令和7年度までに整備する予定。</p>		
NF 向けコード 原則 13	地方組織等に対するガバナンスの確保, コンプライアンスの強化等に係る指導, 助言及び支援を行うべきである。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>日本テックボール協会は、地域協会を別法人としており各地域・各連盟に対するガバナンス確保・コンプライアンス強化等の連携体制をおこなっている。</p>		